

2 定期使用料

(単位：円)

定期の種類 料金区分	通学定期				一般定期			
	半月	1 か月	2 か月	3 か月	半月	1 か月	2 か月	3 か月
1 0 0 円 区 間	300	500	1,000	1,500	1,000	1,900	3,700	5,500
2 0 0 円 区 間	900	1,700	3,300	4,900	3,200	6,500	12,500	18,400
3 0 0 円 区 間	1,500	3,000	5,800	8,500	5,600	11,200	21,800	32,000

備 考

- 1 この表における「料金区分」とは、「1 普通使用料」の区分をいう。
- 2 この表における「通学定期」とは、（学校教育法（昭和22年法律第26号。）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に通学する者に対して交付される定期をいい、「一般定期」とは、「通学定期」以外の定期をいう。
- 3 定期は、村が指定する民間交通事業者発行の各種定期券運賃にこの表の使用料を加算する。
- 4 定期の利用は、デマンドバス及び村が指定する民間交通事業者運行の路線バスに限る。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、この表に定める使用料の2分の1を乗じて得た額を免除した額を使用料とする。
 - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号）第5の規定により療育手帳の交付を受けている者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (4) 第1号（第1種の身体障害者手帳保持者に限る。）又は第2号（A区分の療育手帳所持者に限る。）に該当する者と同時に乗車する付添人（1人に限る。）